

労働者ノ力ニ依リテ被連國産ナル天野時計会社トシテ在ルル次有テアル以テ  
 識ハ單ニ此種在ニ依ルル食化シタモノニ非ズシテ國産トシテ在ルル同題ナル故  
 如何ナル儀此ヲ糾シテモ取台迄抗争スルニシテアル云々

労社第一六五〇號

昭和六年四月二十七日

警視總監 高橋 守 雄

6. 5. 1  
 2403

内務大臣 安達謙藏 殿  
 社會局長 官 殿

天野時計寶飾品株式会社ノ労働争議ニ関スル件(第七報)

要旨ニ争議開始ハ二十三日日本都ヲ京橋ニ安女町林ビル内ニ移轉セリ  
 会社側ハ二十三日重役會議ヲ開催シテ方針ヲ決定セルカ態度強硬

標記労働争議ノ其後ノ経過左記ノ通

一 争議開始ノ情勢

争議開始ニアリテハ会社カ工場ヲ閉鎖シタル為後來ノ争議開始